

不法な表現事例

1. 誇大広告の禁止等

貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。(貸金業法第16条第1項)

2. 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明 (貸金業法第16条第2項第1号)

- 例) ア ○○ローン今月に限り無条件融資
- イ ○○ローン特別低利融資実施中
- ウ 短期間無利息融資又は短期間超低利融資
(※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない)
- エ 記念特融中
- オ 特別優遇・優遇金利
(※比較の対象となる自社商品があり、その旨の説明があれば可)
- カ ○○日間のみ年利○○%でご融資
(※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない)
- キ 金利引下げ、お安くなりました
(※事実に反したもの。事実の場合は引下げ前後通算60日間使用可)
- ク 年率○○%～
(※下限金利を強調し、上限金利を表示しない)

3. 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘(広告から誘引すること)する旨の表示又は説明 (貸金業法第16条第2項第2号)

- 例) ア 他店利用者は是非相談
- イ 他店利用者大歓迎
- ウ 他店利用件数は問題ではありません
- エ 今あなたは何件利用していますか
- オ 貸出窓口大幅拡大
- カ 担保無設定融資(※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可)
- キ 切替え・借換え(※住宅ローンの場合は可)
- ク 返済でお悩みの方
- ケ 多額借入中の方も
- コ 借金で困っている方
- サ 他店○件以上でも可
- シ 他店○○万円以上借入れの方も可
- ス 失業中の方

- セ もう歩きまわる必要はありません
- ソ どこの店よりも頼りになる当店に
- タ 他店とちがい、いろいろ選べます
- チ 他店で断られた方
- ツ 借入件数多い方・借入件数が増えている方
- テ 支払い金額が多くて困っている方
- ト 多重債務一本化
- ナ 50万円以上どなたでも
- ニ 高金利でお困りの方
- ヌ 無理と思う方
- ネ 当社で一本化

4. 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそめるような表示又は説明（貸金業法第16条第2項第3号）

① 貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。

例)ア 面倒な手続一切不要

イ 出ます出ます、どーんと貸付け

ウ ジャンジャン融資

エ 完全融資

オ 無制限貸出し

カ 必ず貸します

キ 100%ご満足

ク お断りすることはありません

ケ 名刺1枚でご融資OK

コ 希望額OK

サ その場で〇〇万円

シ 年齢不問

ス どなたでも貸します

セ ご夫婦で〇〇万円

ソ 無条件、無審査で〇〇万円

タ ズバリ貸します

チ 借入れができない方・借入れが困難な方

ツ 審査基準が大幅にダウン

テ 職業、件数、残額など一切問いません

ト 当社がだめならあきらめて下さい

ナ 無理と思わず相談下さい

ニ コンピュータ審査なし（※当店の審査基準に基づいた審査を行っています旨の表示があれば可）

ヌ 簡単審査・簡易審査・即答審査

ネ 即時融資、即答振込

- ノ マイカー給油の間に
- ハ 秒速借入・秒速返済
- ヒ 借りやすさ No. 1
- フ 大丈夫、なんとかします
- ヘ スピード融資
- ホ 即日融資・即日振込
(※申込み時間帯によっては対応できない旨の表記があれば可)
- マ お財布感覚
- ミ 何回でも借入れ可能
- ム お気軽コース
- メ ササッとキャッシング
- モ ラクラクキャッシング
- ヤ 大きく借りてイキイキライフ
- ユ 簡単・ラクラク・誰にも会わず
(※自動契約機等に関する広告の場合)
- ヨ 業界一の簡単キャッシング
- ワ どこよりも簡単
- ヲ どんな状況でも

② 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。

- 例)ア ブラック可
- イ 無理と思わず相談下さい
- ウ 破産歴のある方でも大丈夫
- エ 他店で債務整理した方も大歓迎
- オ リセットOK
- カ リセットの方歓迎

③ 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現

5. 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明 (貸金業法第16条第2項第4号)

- 例)ア 「年金受給者」「年金担保」「年金積立」「年金信用融資」
- イ 「恩給」「恩給担保」「恩給立替」
- ウ シルバー(熟年)、高齢者(※収入がある旨を表示すれば可)

6. 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤認させるような表示又は説明 (貸金業法第16条第2項第5号)

7. その他法令や、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明

① 貸付条件を表示する場合の不適切な表示

- 例)ア 通常利息 年〇〇%以下
- イ 納得のいく利息

- ウ 3分で融資
- エ 低利で融資中
- オ 法定金利以下
- カ 「遅同」「要審」「自返」(意味が不明確な略語)

② 開店日の60日以前又は開店日の60日以後に新規開店である旨を表示

③ 金融機関と紛らわしい表示

- 例)ア 銀行
- イ 金庫

④ 客観的事実に基づかない事項等をテーマ又はキャッチ・フレーズとした表示

- 例)ア 財務省公認・金融庁公認・(都道府県)公認
- イ ○○知事免許
- ウ (都道府県)認可
- エ 日本一・日本最大
- オ 財務省登録・金融庁登録
- カ 財務大臣登録店舗・金融庁長官登録店舗
- キ ご利用○万人突破
- ク ○○○店目標
- ケ 全国一円支店網
- コ 全国ネットの我社に
- サ 上場予定
- シ 業界屈指
- ス 世界○カ国で○億人
- セ 創業○○年
- ソ 前例のない・他にはない
- タ 世界で最も尊敬される企業
- チ 信頼できる
- ツ 画期的オープン

⑤ 貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付けの利率よりも低い旨を比較表現を用いたり、具体的数字を示さずにする表示

- 例)ア 低利の我社にまとめてみませんか
- イ 超低利、低利最低どこよりも安い
- ウ 1/2のお利息

⑥ 携帯電話番号の表示

⑦ 不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第3条第1項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告